

頁	項目	変更前（計画素案）	変更後（計画案）
33	第2章 情報収集・分析（初動期）	2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価 ① 市は、府等と連携して、・・・包括的なリスク評価を行う。 リスク評価は、準備期に構築した人的・組織的ネットワークを最大限に活用し、国や府等からの情報、・・・等の情報収集・分析に基づき、行う。	2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価 ① 市は、府等と連携して、・・・包括的なリスク評価を行う。 リスク評価は、 府及び大阪健康安全基盤研究所 が準備期に構築した人的・組織的ネットワークを最大限に活用し、国や府等からの情報、・・・等の情報収集・分析に基づき、行う。
34	第2章 情報収集・分析（対応期）	3-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価 ① 市は、府等と連携して、・・・包括的なリスク評価を行う。 リスク評価は、準備期及び初動期に構築した人的・組織的ネットワークを最大限に活用し、国や府等からの情報、・・・等の情報収集・分析に基づき、行う。	3-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価 ① 市は、府等と連携して、・・・包括的なリスク評価を行う。 リスク評価は、 府及び大阪健康安全基盤研究所 が準備期及び初動期に構築した人的・組織的ネットワークを最大限に活用し、国や府等からの情報、・・・等の情報収集・分析に基づき、行う。
50	第5章 水際対策	【主な取組(一部のみ抜粋)】◆対応期 府等 の体制等を踏まえた、国に対する健康観察の代行要請	【主な取組(一部のみ抜粋)】◆対応期 市 の体制等を踏まえた、国に対する健康観察の代行要請
53	第5章 水際対策（対応期）	2-1. 対応期の対応 ② 市は、 府等 の体制等を勘案して、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第15条の3第5項の規定に基づき、 府等 に代わって居宅等待機者等に対して健康観察を実施するよう国に要請する。	2-1. 対応期の対応 ② 市は、 市 の体制等を勘案して、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第15条の3第5項の規定に基づき、 市 に代わって居宅等待機者等に対して健康観察を実施するよう国に要請する。
66	第7章 ワクチン（対応期）	—	3-3-5. 接種記録の管理 市は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。
76	第9章 治療薬・治療法（対応期）	2-1. 治療薬の流通管理 市は、引き続き、国や府と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう周知する。	2-1. 治療薬の流通管理 市は、引き続き、国や府と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう周知する。 また、治療薬について、過剰な量の買い込みをしないこと等、適正な流通を指導する。